マニュアル改正内容

1 「2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法について」(P13~14)

【改正内容:下記図の差替および補足説明の追加】

| 時 期 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|------------------|------------------|------------------|--------------------|--------|
| 資料調達 (ひも付き) | 契約 (価格決定) | | ▼ 現場搬入 | |
| 資材調達 (店売り) | | 契約 (価格決定) | ◆ 現場搬入 現場搬入 | |
| 価格調査 の流れ | ├─·一· 調査期間 | | 8月号 | |
| 県実施設計単価 改定の流れ | | | • | 県9/1実単 |

- ・ 県実施設計単価は、実単適用月の前月号の物価資料を根拠としていることから、変動後の実勢価格は翌月の実施設計単価を用いることとする。
- ・ なお、当該月の翌月に実施設計単価を改定していない場合は、現場搬入月の物価資料により単価を設定する。

【改正内容:下記表の差替】 鋼材類の価格決定(長野県の場合)

| 価 格 採用順 | 設計時点での価格決定方法 | スライド単価の決定方法 | |
|------------|-------------------------|---|--|
| 1 | 長野県実施設計単価による場合 | 当該月翌月の実施設計単価により単価を設定する。 当該翌月に実施設計単価が改定されていない場合は、価格採用順2とする。 | |
| 2 | 物価資料に掲載がある場合 | 当該月の物価資料により単価を設定する。 | |
| 3 | 特別調査(半年毎、臨時調査)に よる場合 | 現段階において、過去の価格を調査することや 見積りを収集することが困難であるため、個別 | |
| 4 | 見積による場合 | の実取引価格を実勢価格とすることを原則とする。 実取引価格の価格精度を行うため、必要に応じて類似品目資材の価格比較(アップ率)や調査機関への問合せ等を行い、実取引価格の妥当性を確認し、実勢価格とする。 | |

2 「4-4-2 変動後の実勢価格の決定方法」(P30~31)

【改定内容:下記表の差し替え】 独自4資材の価格決定(長野県の場合)

| 価格採用順 | | | | |
|-------|-------|------------------|---|--|
| As 類 | As 合材 | 設計時点での価格決定方法 | スライド単価の決定方法 | |
| セメント | 生コン | | | |
| 1 | | 長野県実施設計単価による場合 | 当該翌月の実施設計単価により単価を設定する(例:8月搬入した場合は9月1日実単)。 当該翌月に実施設計単価が改定されていない場合は、価格採用順2とする。 | |
| 2 | (1) | 物価資料に掲載がある場合 | 当該月の物価資料により単価を設定する。 | |
| 3 | 1 (2) | 特別調査(半年毎、臨時調査)に | ・現段階において、過去の価格を調査すること | |
| | | よる場合 | や見積りを収集することが困難であるため、 | |
| 4 | 2 (3) | 見積による場合 | 個別の実取引価格を実勢価格とすることを原則とする。 ・As 合材、生コンについては、近い将来実施設計単価改定が見込まれるなど、市況調査を十分に行った上で判断する。 ・実取引価格の価格精度を行うため、必要に応じて類似品目資材の価格比較(アップ率)や調査機関への問合せ等を行い、実取引価格の妥当性を確認し、実勢価格とする。 | |